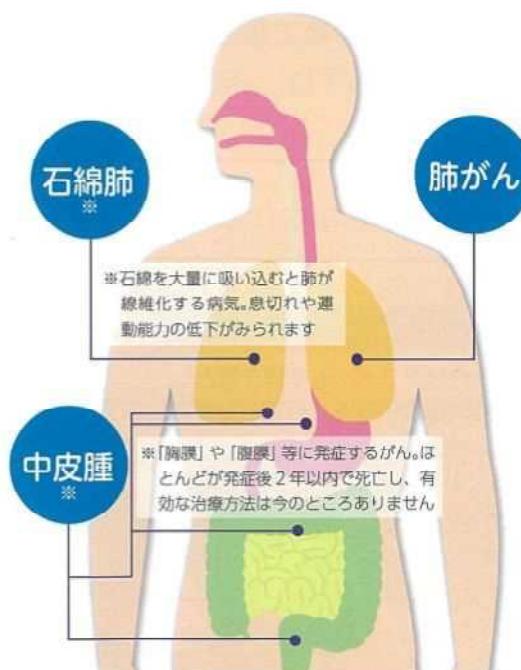


府民のみなさん／
アスベスト
石綿被害は身近な問題
公害として中皮腫や肺がんを引き起こす



●ビルや工場、学校の校舎・体育館にも使われていました。

**石綿(アスベスト)とは
被害はこれから**



●こんな職業が健康被害に
建設業(大工、電気、水道、解体など) 歯科技工士、パン職人、自動車修理、倉庫・港湾荷役業、ボイラー等

石綿は、繊維状の形状をしている鉱物です。
石綿には、①不燃性、高耐熱性 ②防火性 ③高耐久性 ④加工しやすい
⑤安いという優れた特性があるため、産業分野で広く使用されてきました。その中でも建築の分野で多くの石綿が使用されてきました。



1971年、ILOやWHOが石綿を発がん性物質に認定。以降、世界各国で使用規制が強化されました。しかし、日本は欧米と比べ使用規制が大幅に遅れ、製造・使用禁止は**2006年であり、ごく最近です**。アスベストは、潜伏期間が長く20年後に発症するケースもあります。

現在は、現場などで加工を扱っていた建設従事者に被害の多くが出ていますが、製造業、教師や鉄道関係、看護師、自治体職員等にも被害が広がっています。建設従事者は、建材メーカーに対して加害責任をもとめ裁判をおこしています。

また、アスベストが使用された建築物の解体が2028年にはピークを迎えると言われ、適切な方法で処理を行わないと、アスベストの飛散がおこり、住民のみなさんにも被害が及ぶ「身近な」問題となっています。

—石綿を曝露して病気になった被害者の声—

〈北区 Sさん〉

体力では誰にも負けない自信がありました
が、肺がんで片肺を切除せざるをえず、思う
ように仕事ができなくなり歯がゆくなりま
せん。私の身体、健康を返してほしいです。

〈大阪 Nさん〉

肺がん手術後に転移が見つか
り、医師からも「もはや治療方
法はない」と診断され、絶望の
ふちに落とされました。

〈大阪 Gさん〉

アスベストの病気で息切れがひど
くなり、仕事も趣味も何かも奪わ
れ、一時は死んでしまおうかと
思ったこともあります。

アスベストの対策について

いま行われている、アスベスト対策は、①アスベストが原因となる病気になった被害者に対するもの
②建物等の解体工事における飛散防止対策を中心に行なっています。

主な対策は
裏面に

何か体調がおかしいかな？ と思ったら… 健康診断を受診しましょう



アスベスト(石綿) 健康被害救済給付

教済の対象となる指定疾病

アスベスト(石綿)による健康被害で救済給付の対象となる「指定疾病」は、アスベスト(石綿)を吸入することにより発症する次の4種類です。

●中皮腫 ●肺がん ●著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 ●著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚

救済給付の概要の詳しく述べは、独立行政法人環境再生保全機構のホームページをご覧ください。

<https://www.erca.go.jp/asbestos/relief/seido/kyufu.html#kyufu01>

遅れている日本のアスベスト対策

日本と韓国の比較 //

	日本		韓国	
	一般	学校	一般	学校
改修・解体・除去作業	△○	△○	○	○
事前調査義務	×	△	○	○
調査実施者の資格規定	×	△	○	○
除去業者の許認可・登録	×	×	○	○
第三者による監視	×	×	○	○
作業中の作業場内測定	×	×	×	×
作業中の作業場外測定	×	×	○	○
分析・測定実施者の資格規定	×	△	○	○

× 規制なし △一部規制あり ○規制あり ○義務

	日本		韓国	
	一般	学校	一般	学校
完了検査	一般	学校	一般	学校
目視での残存など検査	×	×	○	○
第三者による完了検査	×	×	○	○
発じん+空気中の測定	×	×	○	○
残存検査(ワイプテスト)	×	×	×	○

諸外国で韓国と同様の規制は…

- ・イギリス、アメリカ、オーストラリア、ドイツ、カナダなど(EU指令も同様)、ニュージーランド、シンガポール
- ・除去作業時における測定義務(場内)はフィリピンでも2000年から義務付け

私たちが活動しています

アスベスト被害の根絶をめざす京都の会は、これから広がるアスベスト被害から労働者・国民の命を守り、被害者の救済をすすめるとともに「将来的なアスベスト被害」の根絶をめざすため以下の取り組みを行っています。

- ①石綿対策を怠り使用を広げてきた建材企業に社会的責任を果たせとりくみ
- ②建設アスベスト訴訟を支援し、被害者の完全救済のための制度創設を要求する運動
- ③解体現場での飛散・曝露防止や震災アスベスト対策など今後の被害拡大防止のための運動
- ④石綿建材の解体改修工事に対する助成制度の創設・拡充

連絡先はこちら

全京都建築労働組合
TEL 075-662-5321
京都市南区西九条豊田町3

京都労災職業病対策連絡会議
TEL 075-803-2004
京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都BF

知ってください！アスベスト対策！

住民の皆さんへ



古い建物が解体
されているけど



アスベスト飛散 大丈夫?

\看板をチェックしましょう！/

2021年4月より、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、施工業者は、すべての工事で事前に法令に基づく石綿の使用の有無(事前調査)を行うことが義務となりました。

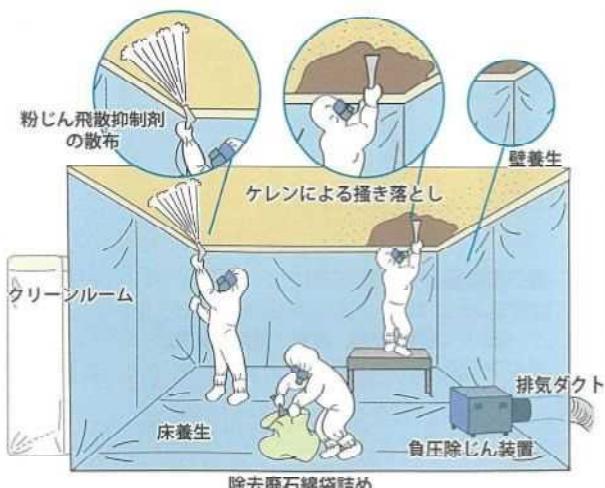
※また、調査結果は写しを工事現場に備付け、
概要を見やすい箇所に掲示することも義務となっています。

掲示の例

アスベストが使用されていた場合

吹き付けアスベストの除去

※吹付けアスベストを掻き落とし、
除去面に飛散防止処理剤を散布します。



掲示の例

アスベストが使用されていなかつた場合



自宅や所有する建物を解体・改修される皆さんへ

自らの家を改修・解体する場合に、これからは元請業者に対して、**石綿対策の規制が強化されています。**



石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

解体・改修工事を発注する場合、発注者として施工業者に対し、以下の配慮を行う義務となりました。



●解体・改修工事の前に施工業者には、石綿の有無の調査(事前調査)が義務付けられています。その結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合、発注者の皆さんには、以下について配慮することが義務づけられました。



- ・石綿の有無の情報がある場合は、施工業者に提供すること
- ・石綿除去工事を行う場合は、法令を遵守しながら工事をするため、通常より費用、工期がかかりそれを確保できる金額での契約
- ・石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者には、作業の実施状況について写真等による記録ができるように許可すること等

